

にししんニュー教育カードローン

令和4年 4月 1日現在

商品名	にししんニュー教育カードローン
-----	-----------------

1. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方<ul style="list-style-type: none">① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方・ 申込・実行時年齢が満20歳以上、証書貸付切替後の完済時年齢が満70歳未満の方 ※大学院（法科大学院含む）、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校・専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等、就学する学校（教育施設）に、申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族がご入学を予定している方、あるいは在学中の方で国内・海外の別および学校の種類は問いません。・ 前年度の年収が150万円以上で、安定継続した収入のある方・ 山陰信販㈱の保証を受けられる方
2. お使いみち	<ul style="list-style-type: none">・ 子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用
3. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none">・ 50万円以上500万円以内（10万円単位）
4. ご融資形式	<ul style="list-style-type: none">・ ご子弟等の就学期間中は、カードローン（当座貸越）とします。・ 卒業後は、カードローンの貸越残高を元金として個人ローン（証書貸付）に切替えます。（卒業予定月の末日時点でのカードローン貸越元金残高と最終利入済日以降の貸越利息とを加えた金額の範囲内とします。）
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none">・ 当座貸越 …卒業予定月の3か月後の月末までとします。最長5年（医学部・薬学部の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3か月後の月末までとします。） ただし、新規貸出期限は卒業予定月の末日までとします。 子弟等が進学する際、引続きカードローンの利用を希望する場合は、ご利用期間の延長が可能です。・ 証書貸付 …3か月以上10年以内（1か月単位）とします。
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">・ 変動型：当座貸越・証書貸付とも、当金庫が定める長期プライムレートを基準に変動します。・ ご融資の利率は、契約時の基準金利により決定いたしますので、現在の融資利率は店頭窓口までお問い合わせ下さい。・ 遅延損害金は、支払うべき元金に対して年18.25%とします。
7. お利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none">・ 毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年365日とする日割計算
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・ 当座貸越<ul style="list-style-type: none">① 元金据置方式（利息は毎月10日に利息支払用預金口座から引落し）とします。② 卒業予定月の3か月後の末日までに証書貸付へ切替えることで完済します。 別途、当金庫ATMで、随時ご返済できます。・ 証書貸付 毎月元利均等割賦返済（元金据置は不可）とし、年2回（6か月ごと）の増額（ボーナス）返済併用もできます。 ただし、ボーナス償還分は融資金額の50%以内とします。

9. ご返済日	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越 毎月10日（利息のみ支払用預金口座から引落し） ・証書貸付 毎月の返済日は、任意の指定日とします。 ただし、初回の返済日は、融資実行日の属する月の翌月末までとします。
10. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
11. 保証会社・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・山陰信販株式会社 ・保証料 当座貸越形式…ご融資の利率に含まれています。 証書貸付形式…ご融資の利率に含まれています。
12. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 運転免許証表裏の写し（取得していない場合はパスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書いずれかの写し） ・資金用途確認書類 合格通知書、在学証明書、学生証等 ※ 子弟等が在学中で、上記書類の徴求が困難な場合は、就学先所定の振込依頼書をもって確認書類とすることができます。 ・その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
13. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
15. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫